

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第17号

(平成20年2月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

特集1 冷凍食品回収のお知らせ

1月30日、兵庫県及び千葉県において、JTフーズ株式会社が中国から輸入した冷凍ギョウザが原因と疑われる中毒事例が発生しました。冷凍ギョウザからは毒性の強い有機リン系農薬メタミドホス等が検出されましたが、混入の原因は不明であり、現在、商品回収を実施しています。

対象商品を家庭の冷蔵庫で保管している場合は、「食わずに」、「購入した各メーカーへ返品」してください。

※ 対象商品のパッケージ 一部掲載していない商品もあります。

JTフーズ、日本生活協同組合連合会、マルハ、加ト吉、味の素冷凍食品



その他、江崎グリコ/加ト吉、カネテツデリカフーズ、紀文食品、ジオラなどが商品回収を実施しています。

⇒詳しくは独立行政法人 国民生活センターのホームページへ
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20080131_1.html

※ 健康被害などについての相談窓口

- 厚生労働省 03-5253-1111 (内線 4291・4292・4293)
相談受付時間：午前9時～午後6時15分
休日連絡先：03-3595-2337
相談受付時間：午前9時～午後6時15分
- 日本冷凍食品協会 03-3667-6671
相談受付時間：午前9時30分～午後5時
- 京都市内11区保健所 相談受付時間：平日 午前9時～午後5時

特集2 マンション更新料「有効」

1月30日、「賃貸マンションの更新料は消費者契約法に違反し無効」として、マンションの家主に更新料返還を求めた訴訟が京都地裁で決審し、その結果、「更新料は原告に不利益をもたらすものではないため、消費者契約法10条により無効とはいえない」との判決がありました。

1 製品事故に関する情報

※ 洗濯乾燥機に関する注意喚起（新着）

三洋電機株式会社が2004年（平成16年）1月から12月にかけて製造・販売した洗濯乾燥機（対象機種：AWD-X1，AWD-U1）において、製造時の不具合により、電源配線の接続部から、発煙発火する可能性があることが判明したため、無料で点検・修理しています。

⇒詳しくは独立行政法人 国民生活センターのホームページへ

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20080131_2.html

2 相談の概要

- ※ 4月～11月の相談件数は5,114件で、前年同時期(5,556件)と比べやや減少！
- ※ 不当請求・架空請求が1,321件と前年同時期(1,704件)に比べ約22%減少したものの他と比べると依然として被害は多い！

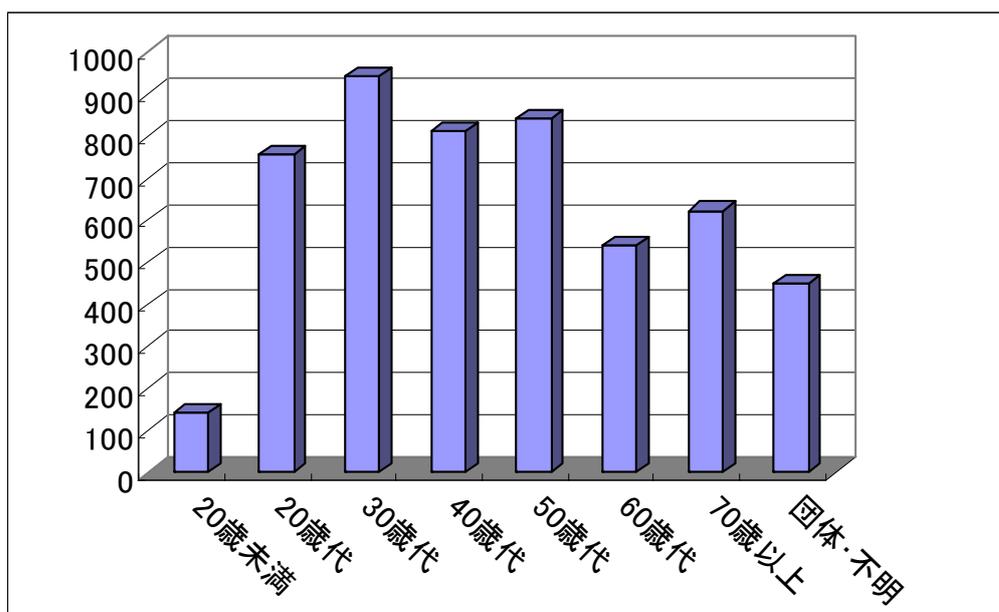
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,321	25.8%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	404	7.9%	敷金返還トラブルなど
教室・講座	266	5.2%	英会話教室
文具・事務用品	149	2.9%	電話機類, パソコン機器類
電報・電話	135	2.6%	通話料, パケット料金
書籍・印刷物	126	2.5%	新聞, 同窓会名簿, 紳士録
生命保険	125	2.4%	契約・保険金支払いトラブル
家屋修繕工事	98	1.9%	屋根, 床下工事, 設備工事
理美容	93	1.8%	エステサービス
フリーローン・サラ金	89	1.7%	多重債務
その他	2,308	45.1%	
合計	5,114	100.0%	

年齢構成

年 齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合 計
件 数	143	757	945	814	843	541	623	448	5,114
構成比	2.8%	14.8%	18.5%	15.9%	16.5%	10.6%	12.2%	8.8%	100%



※ 架空請求にご注意ください

買ってもいない商品の代金を請求されたり，身に覚えのない借金の取り立てをされたりする架空請求に関する相談が多く寄せられています。

公的機関に似た名称を使用し，強制執行するなど不安をあおるものや実在する法律事務所を名乗るケースが多数を占めています。これは，請求を受けた方が，勘違いや関わりたくないという思いから請求に応じて支払うことを狙った手口です。

身に覚えのない請求ハガキや手紙が送りつけられても，代金を支払う必要はありません。覚えのない代金引換郵便も受取りを拒否できるので受け取らないでください。また，最近では，受け取る際に印鑑が必要な「配達記録郵便」を悪用し，「正式な請求書」と思わせるようなケースもあります。不用意に請求先に連絡をとらないようにしてください。

《最近，相談が寄せられた架空請求事業者》

公表日	事業者名	電話番号	所在地
2007年12月28日	国民財務センター	03-5333-8157	東京都千代田区内幸町1-3
2007年12月28日	全国消費生活保全協会	03-3258-0377	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
2007年11月29日	花形司法法律事務所	03-5330-0570	東京都新宿区新宿3-16-4
2007年11月29日	高橋合同法律事務所	03-5330-3729	東京都港区西麻布2-24-14 2F
2007年11月29日	国民管財センター	03-3365-7921	東京都千代田区内幸町1-3
2007年11月29日	東京財務局管理部	03-3365-7921	東京都千代田区内幸町1-3
2007年10月29日	大島法律事務所	03-3491-1450	東京都渋谷区道玄坂2-9-5
2007年10月29日	笠井合同法律事務所	03-3360-9877	東京都中央区丸の内1-8-4 2F

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

消費生活相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

をご覧ください。

* 週末の相談は，消費生活週末（土日）電話相談へ：

257-9002

午前10時～午後4時



平成20年2月発行 京都市印刷物 第194476号